

## 児童発達支援事業所における自己評価結果(公表)

公表:2024年3月22日

事業所名 こじか「子どもの家」

		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	1	利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	○		最低基準よりも広いスペースにしている。	
	2	職員の配置数は適切である	○		適切です。保育士、児童指導員以外に理学療法士、作業療法士、臨床心理士、栄養士を配置している。	
	3	生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっているか。また、障がいの特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	○		各部屋の前には、スケジュール、その部屋で活動する子どもの写真を掲示している。また、部屋は、各用具、教具、教材が分類されて置かれている。子どもが一人で活動できる空間、グループで活動できる空間などひとり一人の子どものニーズに合わせて活動が展開できるよう工夫している。	一人一人の発達ニーズを見極めて、教材の準備をすることが必要なため、これからもケースを通して研修を重ねていきたい。
	4	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている	○		整えられた環境の整備に努め、毎日の清掃に関しては気を配って取り組んでいる。	掃除(各場所)のチェックリストを作成し、職員に記入してもらっている。
業務改善	5	業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画している	○		児発管とクラス担任が定期的に話し合う時間を設け、取り組んでいる。	
	6	保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	○		毎年、1回は、モニタリングを実施。それを各クラスで話し合い、改善出来る部分については改善するようにしている。園全体のことについては、全体会議で話しあっている また、児童発達支援事業所における自己評価及び、保護者などからの児童発達支援事業所評価に出てきた問題点を各クラスごとに話し合い、改善案を出し、職員全体に報告するようにしている。	
	7	事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	○		集計結果をホームページに公表している	
	8	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている		○	第三者評価は受けていない。	今後、受けることも検討していきたい。
	9	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	○		内部研修を確保している。	各職員が、一人の子どものケースを取り上げ、ケースレポートを作成し、指導場面のビデオを撮影し、全職員の前で発表し、学び合っている。
適切な支援の提供	10	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	○		発達検査、知能検査等のアセスメントを行うと共に、各クラスの担任が子どもをよく観察し、情報を児発管に提供してもらい、児童発達支援計画を作成している。	
	11	子どもの適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用している	○		新版K式発達検査、田中ビネー値の検査、K-ABC、WISKIVなどさまざまな検査を実施している。	
	12	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援(本人支援及び移行支援)」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	○		児童発達支援ガイドラインの各項目に合う形で、支援計画を作成している。	
	13	児童発達支援計画に沿った支援が行われている	○		子どもの状態の見立ての変更があったり、計画通りにならない時には、支援計画の変更し、保護者に説明のうえ改めて渡している。	
	14	活動プログラムの立案をチームで行っている	○		児童発達支援管理責任者を中心にクラスごと、あるいは全職員で実施している。	他職種とのチームアプローチを行い、朝礼の時間を使い評価・反省、次の立案も行っている。
	15	活動プログラムが固定化しないよう工夫している	○		クラスを固定することなく、他の担任とも関わるグループ活動や話し合いを設定することで、子どもの見方や活動内容を見直す機会となっている。	
	16	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせる児童発達支援計画を作成している	○		個別支援と集団支援は必ず必要であるため、その計画を作成し取り組んでいる。	とくに集団支援に関しては、一人一人の特性を理解した上で、指導をしていかなければいけないため、今後も引き続き、子どもを理解できるように研修を積み重ねていきたい。

適切な支援の提供	17	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	○		朝礼の時に、その日の支援内容を確認している。クラスごとあるいは、全体で行っている。	
	18	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	○		各クラスで、その日の支援について各自評価し、反省をしている。そして、次の日の療育につなげている。日々の小さな積み重ねが重要であると考えている。	
	19	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	○		その子に合った支援をする以上、記録は重要。記録無しで支援は出来ない。また、ケースカンファレンス等で記録を最大限使っている。	
	20	定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	○		週1回の個別支援の際に、モニタリングを実施、子どもの発達、見立て、保護者の意向などを確認し、必要があれば見直している。	
関係機関や保護者との連携	21	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	○		児童発達管理責任者、あるいは、日々の担当者が実施している。	
	22	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	○		市保健福祉センター各種乳幼児健診事後の発達相談会を担当、また市保育園・幼稚園教諭の障がい児保育の研修会に参加し、連携している	
	23	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合)地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている	○		児発管を中心に、地域の保健・医療・教育・福祉機関と定期的に連携を図り取り組んでいる。	
	24	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合)子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている	○		児童発達管理責任者を中心に、専門職が主体となって、地域の医療機関との連携をとっている。	
	25	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚部)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	○		転園が適当と判断された子どもについては、保護者と協力し、情報提供している。また、情報交換ができる体制を整えている。	
	26	移行支援として、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている			卒園する子どもたちについては、保護者と協力して、就学サポートシートを作成し、園での療育情報、保護者の希望などを学校へ送っている。3月4月には当園にて支援学校の教員と情報の交換をしている。また、6月頃、児童発達支援管理責任者と担当者が、卒園児の学校を訪問して、情報交換をしている。	
	27	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	○			福島市地域生活支援協議会子ども部会において、当園の児発管が部会長を務めているため、専門機関との連携の体制づくりに取り組んでいる。
	28	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障がいのない子どもと活動する機会がある	○		保育園と年間を通して交流している。保育園のクラスと当園のクラスが姉妹クラスになり、保育園の子どもたちが毎週1回、当施設に遊びに来ている。また、保育園の園庭に遊びに行ったり、10月に2回、両園の合同遠足を行っていたが、今年度は新型コロナウイルス感染症予防のため、中止となった。	来年度に関しては、感染症の状況をみながら、実施するかどうか検討する。
	29	(自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している	○		福島市地域生活支援協議会(自立支援協議会)の子ども部会長として、参加している。	
	30	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	○		週1回の個別支援、保護者へのこまめな連絡等を通して、共通理解を持っていると思う。	
保護者への説明責任等	31	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)の支援を行っている	○		ペアレント・トレーニング等は、個別支援の中で、保護者に応じて伝えている。	
	32	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	○		運営規程、利用者負担等について丁寧に説明を行っている。	
	33	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	○		ガイドラインの各項目に合う形で、支援計画を作成している。また、保護者からの同意を得ている。	
	34	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	○		全園児、週1回の個別支援の中で、相談を受けている。経験の浅い職員によっては、上手く相談を受けられないことがあるが、クラス主任、児童発達管理責任者が支援している。また、職員の手には負えない相談には、児童発達管理責任者が適切な支援を行っている。	児童発達管理責任者が、今年度も困難ケースについて相談を実施してきた。

保護者への説明責任等	35	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している		○	年3回クラス懇談会や学習会等を通して保護者同士の連携が図れるようにしている。	
	36	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している		○	相談については、週1回の個別支援の時間に受けることにしている。解決が困難な事例については、児童発達支援管理責任者への相談を受付けることになっている。	
	37	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している		○	毎月、お知らせを発行し、子育てについて、それに加え家庭で取り組む内容についての具体的提案を伝えたり、給食便りではレシピの紹介も行っている。	
	38	個人情報の取扱いに十分注意している		○	職員、及び見学者、実習生などには、誓約書をとっている。また、個人情報特に保健機関や学校機関に提供したりする場合には、保護者の同意をとっている。	
	39	障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている		○	子どもとは、その子に応じ、写真カードなどを使用している。保護者とは、週1回の個別支援の時間を利用して、できる限りコミュニケーションをとるようにしている。足りない部分は、電話等で、適宜行っている。	
	40	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている				夏祭り等で、地域の老人会、及び老人施設の方々を招いていたが、今年度も新型コロナウイルス感染症予防のために中止となった。
非常時等の対応	41	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している		○	職員・保護者には周知している。今年度も水害・噴火を想定した避難訓練に取り組んだが、さらに一家庭ごとに、地域における水害状況の予測を伝える取り組みもした。	
	42	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている		○	月1回の訓練を行っている。3月には地震を想定した引き取り訓練を行っている。	
	43	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等の子どもの状況を確認している		○	毎年「健康管理カード」を保護者の了解のもと作成している。	
	44	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている		○	医師の指示に従って、母親と栄養士が、週1回、次週のメニューについて、綿密な打ち合わせを行っている。	
	45	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している		○	事例集までは、作成していない。但し、過去の記録を読むことが出来るようにしている。	
	46	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている		○	講師を呼び、内部研修を行っている。	
	47	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している		○	どのような場合でも、身体拘束は行わない方針である。肢体不自由児の座位保持装置を使用する場合には、保護者に確認のうえ同意書を提出してもらい、使用するようにしている。	